

すぐに相談～職場のトラブル解決！

福井県労働委員会

秘密厳守

無料

事前予約

休日労働相談会

日時

令和4年 **7/24(日)** 9:00~12:00

会場

アオッサ
AOSSA 6階研修室 605

福井市手寄1丁目4-1 (JR 福井駅東口前)

予約締切

7/22 (金) 17:00



夜間労働相談会

開催日

令和4年 **7/26(火) 8/16(火) 9/27(火)**

時間

18:00~20:00

会場

福井市順化公民館
または県庁会議室

予約締切

各開催日前日(月曜日)の17:00

申込み・お問合せ先

☎ **0776-20-0597** 【電話受付】 平日/8:30~17:00

✉ roui@pref.fukui.lg.jp

福井県労働委員会事務局

福井市大手3丁目17番1号 (福井県庁10階)

福井県労働委員会

検索



- 弁護士、労働組合役員、会社役員など、労働委員会の委員が直接相談に応じます。
- 解雇・賃金など、労使関係にお悩みや不安はありませんか？
 - 突然解雇された
 - 一方的に賃金を減らされた
 - 上司からいじめられている
 - 従業員に配置転換を命じたが拒否された など
- 県内の労働者および使用者の方であれば、どなたでもどうぞ！（ご本人様に限らず、ご家族やご友人の方からの相談もお受けします。）

個別労働関係トラブルのあっせん

労働委員会のあっせんを利用してみませんか。

個々の労働者と使用者との間の労働条件等に関するトラブルや対立について、

- ◆当事者間での解決が困難な場合に、労働問題に経験豊富なあっせん員3名（弁護士、労働組合役員、会社役員など労働委員会の委員）が公労使それぞれの立場から当事者双方の主張を確かめ、助言などを行います。
- ◆解決に結びつく合意点を探りながら、歩み寄りによる解決を支援するものです。

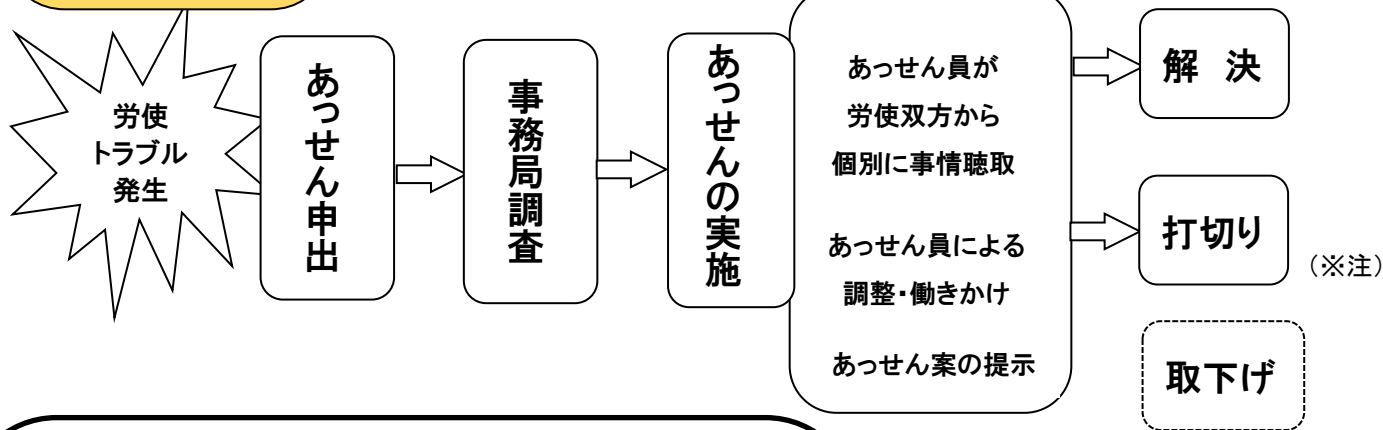
●あっせんによる解決のメリットは？

- ・手続きが簡単で無料、秘密厳守、非公開です。
- ・紛争の拡大や長期化を防ぎます。
- ・当事者双方の都合にもよりますが、あっせん回数は原則1回、申出から終結まで1か月程度の短期間での解決を目指します。

●あっせんの申出は誰ができるのですか？

福井県内に所在する事業所に雇用されている労働者（雇用形態は問いません）または使用者が申出を行うことができます。

あっせんの流れ



申込み・お問合せ先

☎ 0776-20-0597 【電話受付】 平日/8:30~17:00

✉ roui@pref.fukui.lg.jp

福井県労働委員会事務局

福井市大手3丁目17番1号（福井県庁10階）



福井県労働委員会

検索

（※注）双方の主張が隔たりが大きく、歩み寄りができない場合などは解決に至らず、あっせんが打切りとなります。

事務局では、随時のご相談も受け付けております。お気軽にお問合せください。

